

道路上に張り出している樹木の伐採について（お願い）

木々の所有者が賠償責任を問われる場合があります

車道や歩道の一部において、樹木の張り出しにより通行の妨げとなっている箇所が見受けられます。

個人宅の庭木や生け垣、沿道の山林の樹木など、倒木や張り出した枝の落下、落雪等により、通行中の歩行者や車両が損傷する事故が発生した場合は、法律によりその所有者が賠償責任を問われる場合があります。建築限界を守り、交通事故防止のためにも、事前に危険を及ぼすものがないかを確認の上、所有者の責任で対処していただきますようお願いいたします。（民法第717条及び道路法第43条）

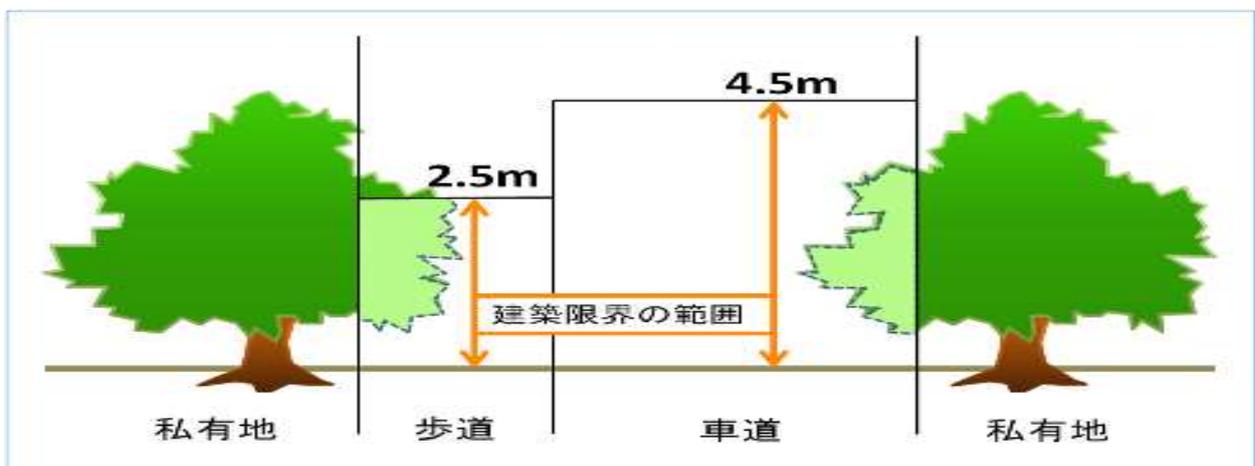
次のような状態がみられる樹木の所有者の皆さまには、当該樹木の伐採または枝払いをお願いいたします。

- ◆ 車道や歩道に樹木が張り出している。
- ◆ 枯れ木や枯れ枝等による通行障害がある。
- ◆ 竹林の繁茂による通行障害がある。

また、普段の管理はもとより、強風や大雨、降雪の後には特にご注意ください。

建築限界とは

道路法第30条及び道路構造令12条では道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の2.5mの範囲に通行の障害になる物（樹木・看板など）は置いてはならないと規定されています。



民法 717 条(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)とは

1. 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
2. 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
3. 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

道路法第 43 条(道路に関する禁止行為)とは

何人も道路に関し、下に掲げる行為をしてはならない。

1. みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
2. みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞(おそれ)のある行為をすること。

作業時の注意事項

電線や電話線がある個所の作業は危険が伴う場合がありますので、事前に中部電力または NTT に連絡し、立会いのもとで行ってください。

作業にあたっては、通行車両、自転車及び歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止等に十分ご配慮ください。

問い合わせ先

建設水道課 建設係